タクシー事業者の法令違反に対する行政処分等状況(令和6年4月)

4月の処分等状況は次のとおりです。

北海道運輸局　自動車運送事業安全監理室

○ 事業用自動車使用停止処分等事業者一覧

No.	事業者名	事業者所在地	営業所名	営業所所在地	処分年月日	処分内容	主な違反の条項	監査実施の端緒及び違反行為の概要	当該違反点数	北海道運輸局管内累積点数
1	株式会社ＦＩＲＳＴＧＬＡＮＺ（法人番号１４３０００１０８４９８０）　代表者草間和彦	北海道札幌市東区東苗穂１０条３丁目１１番３４号	福祉観光ＴＡＸＩくぅちゃんズ北海道営業所	北海道札幌市東区東苗穂１０条３丁目１１番３４号	R6.4.26	輸送施設の使用停止（７０日車）及び文書警告	道路運送法第９条の３第１項　他６件	令和５年１２月２６日及び令和６年１月２２日、その他事故、法令違反、事件、苦情等の状況を端緒として監査を実施。７件の違反が認められた。（１）運賃料金認可、運賃料金変更認可義務違反（道路運送法（以下「法」）第９条の３第１項）、（２）事業計画の変更認可義務違反（法第１５条第１項）、（３）事業計画の変更届出義務違反（法第１５条第４項）、（４）報告義務違反（法第９４条第１項）、（５）点呼の実施義務違反（旅客自動車運送事業運輸規則（以下「運輸規則」）第２４条第１項、第２項）、（６）運転者に対する指導監督義務違反（運輸規則第３８条第１項）、（７）定期点検整備の実施義務違反（運輸規則第４５条第１号）	７	７
	以下余白									